

## 近畿おかやま会 レクリエーション活動助成交付要綱

### (目的)

第1条 近畿おかやま会会員（以下「会員」という。）相互の親睦を深め、より一層の交流を広げることを目的に、会員有志が集まって実施するレクリエーション活動に対して、予算の範囲内で必要経費の一部を助成するものとする。

### (助成の要件)

第2条 レクリエーション活動は、近畿地区内で実施されるものでなければならない。

2 レクリエーション活動は、各種スポーツ・文化教養・その他レクリエーションで、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 会員の誰もが気軽に参加することができるものであること。
- (2) 参加者同士の親睦を深めることができるものであること。
- (3) 参加人数が5人以上であること。

### (助成の申請)

第3条 助成を受けようとする場合は、活動実施の10日前までに、活動を行うグループの代表者が、近畿おかやま会会長（以下「会長」という。）に申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

### (助成金の交付)

第4条 会長は、前条の規定に基づく申請があったときは、助成金の交付の可否を審査し、適当と認められるときは、助成金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。

### (助成金の額)

第5条 助成金の額は、1,000円に当該レクリエーション活動に参加した会員の数を乗じた金額とする。ただし、当該レクリエーション活動の実施に伴う活動経費（助成金の対象となる経費に限る。）の総額を上限とする。

### (助成金の交付請求及び報告書の提出)

第6条 助成を受けた場合は、当該レクリエーション活動実施後20日以内に、レクリエーション活動実績報告書（様式第2号）、参加者名簿、収支報告書及び領収書等の関係書類を添えて、会長に請求書を提出しなければならない。

### (助成金の支払い)

第7条 会長は、前条の規定に基づく助成金の請求があったときは、請求者に対して速やかに支払うものとする。

### 附 則

この要綱は、令和元年10月3日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和2年10月8日から施行する。